1　一　登録番号　補・第5―㈢号
二　登録養成施設設置者の名称　学校法人　九州測量専門学校
三　変更後の法人である場合の代表者の氏名　林田　彪
四　変更年月日　平成二十七年二月十日
2　一　登録番号　補・第15―㈢号
二　登録養成施設の名称　札幌工科専門学校
三　変更後の登録養成施設の長の氏名　三上　敬司
四　変更年月日　平成二十七年四月一日
3　一　登録番号　補・第17―㈢号
二　登録養成施設の名称　新潟工科専門学校
三　変更後の登録養成施設の長の氏名　仁多見　透
四　変更年月日　平成二十七年四月一日

○国土交通省告示第五百八十九号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第二十八条第七項において準用する第二十五条の五十の規定に基づき、一般財団法人新日本検定協会から登録事項の変更の届出があったので、同法第二十八条第七項において準用する第二十五条の六十二第二号の規定により、公示する。

平成二十七年四月二十七日　国土交通大臣　太田　昭宏

一般財団法人新日本検定協会から危険物の収納、積付けその他の運送及び貯蔵に関する技術的基準への適合性の検査のうち、危険物船舶運送及び貯蔵規則（昭和三十二年運輸省令第三十号）第百十一条に規定する危険物の積載方法その他の積付けの検査及び同令第百十二条に規定する危険物のコンテナへの収納方法の検査を行う事業所の変更の届出があった件

一　事業所の新設

名称	所在地
大分事業所	大分県大分市大字海原字地浜934番地

二　変更年月日　平成二十七年五月一日

○環境省告示第六十九号

地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第百十七号）第七条の規定に基づき、我が国における平成二十五年度の温室効果ガスの排出量及び吸収量を算定したので、同条及び地球温暖化対策の推進に関する法律施行規則（平成十一年総理府令第三十一号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十七年四月二十七日　環境大臣　望月　義夫

第一　平成二十五年度の温室効果ガスの排出量

一　二酸化炭素　十三億千七十万トン
二　メタン　三千六百万トン
三　一酸化二窒素　二千二百五十万トン
四　ハイドロフルオロカーボン（地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（平成十一年政令第百四十三号。以下「令」という。）第一条各号に掲げるものをいう。）　三千百八十万トン
五　パーフルオロカーボン（令第二条各号に掲げるものをいう。）　三百三十万トン
六　六ふっ化硫黄　二百二十万トン
七　三ふっ化窒素　百四十万トン
八　前各号に掲げる量の合計量　十四億七百八十万トン

第二　平成二十五年度の温室効果ガスの吸収量

気候変動に関する国際連合枠組条約の京都議定書の締約国の会合としての役割を果たす第八回締約国会議の決定に基づき報告する吸収量　六千六十万トン

（備考）

1　第一第一号から第七号までに掲げる量は、温室効果ガスである物質ごとの排出量に当該物質の地球温暖化係数を乗じて得た量である。
2　第一及び第二に掲げる量は、入手可能な最良の科学上の知見を考慮に入れて算定するため、必要があるときは、再計算するものとする。
3　第一第一号から第八号までに掲げる量は、十万トン未満を四捨五入しているため、合計量が合わない場合がある。

○関東地方整備局告示第二百四十四号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十七年四月二十七日　関東地方整備局長　越智　繁雄

㈠　道路の種類　一般国道
㈡　路線名　二百九十八号
㈢　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
市川市田尻二丁目五四七番一地内	前	七七・五四～九六・〇六メートル	〇〇・〇一〇〇キロメートル
	後	七七・五四～九五・八五メートル	〇〇・〇一〇〇キロメートル

㈣　図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局首都国道事務所

○関東地方整備局告示第二百四十五号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十七年四月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。

その関係図面は、平成二十七年四月二十七日　関東地方整備局長　越智　繁雄

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二百九十八号	市川市国分一丁目八〇番一地先から同市国分一丁目八〇八番四地先まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	関東地方整備局及び同局首都国道事務所

供用開始の期日　平成二十七年四月二十七日

○関東地方整備局告示第二百四十六号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十七年四月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。

その関係図面は、平成二十七年四月二十七日　関東地方整備局長　越智　繁雄

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二百九十八号	松戸市三矢小台二丁目二番二から同市三矢小台二丁目一〇〇番一九まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	関東地方整備局及び同局首都国道事務所

供用開始の期日　平成二十七年四月二十七日

○四国地方整備局告示第七十五号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第二十条第一項の規定による協議が成立したので、同条第六項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、四国地方整備局、同局松山河川国道事務所において、一般の縦覧に供する。

平成二十七年四月二十七日　四国地方整備局長　三浦　真紀